

一般国道2号 道路台帳

整理番号		図面対照番号	1~20								
道路の種類	一般国道		路線名	2号	道路管理者	国土交通大臣					
路線の指定(認定)年月日		昭和27年12月4日		指定(認定)の該当条項	道路法第5条						
起点	大阪市北区梅田1丁目3番			主要な経過地	大阪市						
終点	大阪市西淀川区佃町2丁目148番										
路線の延長		6,244 ^{メートル}		供用開始の区間及び年月日							
路線の延長の内訳	供用されている区間の延長	実延長	6,244 ^{メートル}		昭和33年6月2日 政令第164号で指定 大阪市内兵庫県(尼崎市~芦屋市) (昭和35年1月1日 兵庫県下を姫路工事に引継ぎ) 別添のとおり						
	供用されていない区間の延長	重複延長	0 ^{メートル}								
			0 ^{メートル}								
延長の内訳	実延長	道路	トンネル		橋		渡船施設				
			個数	延長	種類	個数	延長	渡船場	渡船		
	6,244 ^{メートル}	0	0 ^{メートル}	0 ^{メートル}	永久橋	4	1,008 ^{メートル}	0	0	0	0
					木橋	0	0 ^{メートル}				
					混合橋	0	0 ^{メートル}				
					計	4	1008 ^{メートル}				
	路面の種類	車道の幅員	9.0メートル以上		5.5メートル以上 9.0メートル未満		4.0メートル以上 5.5メートル未満		4.0メートル未満		
	舗装道	6,244 ^{メートル}		0 ^{メートル}		0 ^{メートル}		0 ^{メートル}			
	砂利道	0 ^{メートル}		0 ^{メートル}		0 ^{メートル}		0 ^{メートル}			
	計	6,244 ^{メートル}		0 ^{メートル}		0 ^{メートル}		0 ^{メートル}			
自動車交通不能区間の延長	0 ^{メートル}		鉄道又は新設軌道との交差		交差方式		個数				
道路敷地の面積	国有地	地方公共団体所有地	民有地	計		立体交差	跨道	2			
	平方メートル	平方メートル	平方メートル	184,224			跨線	0			
最小車道幅員		箇所		最小曲線半径	箇所		最急縦断勾配	箇所			
12.5 ^{メートル}		福島区海老江7丁目		250 ^{メートル}	福島区福島4丁目		3.37 ^{パーセント}	淀川大橋			
有料道路の料金	区間		延長		管理者		根拠条項	料金徴収期間			
	-----		-----		-----		-----	-----			
	延長の内訳	道路		トンネル		橋		渡船施設			
		9.0メートル以上	----- ^{メートル}	5.5メートル以上 9.0メートル未満	----- ^{メートル}	4.0メートル以上 5.5メートル未満	----- ^{メートル}	4.0メートル未満	----- ^{メートル}		
道場	位置	規模		構造	管理者	根拠条項	料金徴収開始の日				
		面積	駐車台数				-----	-----			

註 重複延長の欄には、法第11条第1項又は第2項の規定により他の道路に関する規定が適用される区間の延長を記載し、実延長の欄には、その他の区間の延長を記載すること。

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

桜橋駐車場

- ・桜橋駐車場に関する兼用工作物管理協定（平成10年5月12日 締結）
- ・桜橋駐車場に関する兼用工作物の整備に関する細目協定（平成10年5月12日 締結）
- ・桜橋駐車場、曾根崎地下歩道の管理境界及び機能を共有する設備の管理に関する協定書（平成10年6月15日 締結）
- ・桜橋駐車場管理規定（平成10年6月18日 回答）

道路一体建物の概要

軌道その他主要な占用物件の概要

その他特記すべき事項

調製(改訂)の年月日

